公益財団法人心臓血管研究所における公的研究費不正使用防止計画

制定 平成 28 年 2 月 22 日 改正 平成 29 年 3 月 1 日

公益財団法人心臓血管研究所では、「公益財団法人心臓血管研究所における公的研究費の取扱い並びに公正な研究活動の推進に関する規程」第15条により、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、公益財団法人心臓血管研究所における公的研究費不正使用防止計画を以下の通り定めるものである。

運営管理体制

最高管理責任者:理事長

当研究所における公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

統括管理責任者:所長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について当研究所全体を統括する実質的な責任

と権限を持つ。

コンプライアンス推進責任者:総務部長

当研究所における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

不正使用防止計画

1.責任体系の明確化

不正発生の要因	防止計画
公的研究費の運用に関する認識が 不足しており、その管理体制も明確 でない。	公的研究費の不正使用防止に向けた管理運営体制をホームページにて研究所内外に公表する。

2. 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止計画
公的研究費の適正な使用のための 行動規範及び研究費使用ルール等 に関する意識が不足している。	公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に周知する ため、年1回のコンプライアンス研修受講を義務付ける。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正発生の要因	防止計画
不正使用防止計画を策定及び実施 したにもかかわらず、不正使用事案 が発生する。	不正使用事案の調査から明らかになった不正発生の具体的要因について、その再発防止を検討し、不正使用防止計画に加える。

4 . 公的研究費の適正な運営及び管理

不正発生の要因	防止計画
取引業者が研究員と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	特定の業者と密接な関係にならないため、業者選定、発注、 検収業務は原則総務部が行う。

出張事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求が発生する	出張については財源に関わらず全ての職員に対して事前の 出張届の提出を義務付け、出張後には学会等参加を証明する 書類、旅費、宿泊費等の領収書の提出を求め、提出がない場 合には費用の支出を一切認めない。
研究と直接関係ないと思われる物	発注時点で使用目的を明確に把握し、納品後も使用実態を随
品を購入している。	時把握する。

5.情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	防止計画
公的研究費に係る相談窓口が設置されておらず、研究員と事務職員の間で意思疎通が図られていない等により、誤った解釈のまま執行管理される恐れがある。	応募、研究費に係る内容等、全ての相談について総務部医局 担当者が相談窓口となる。
通報窓口が判りにくい為、不正が潜 在化する。	通報窓口はホームページやグループウェア等により周知すると共に、通報者保護のルールについても明確に規定する。

不正使用防止計画の点検・評価

公的研究費使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正使用防止計画について逐次点検・評価を行い、見直しを図る。